

## 入 札 公 告

羽根県行造林 18～20 林班の立木公売について、下記のとおり一般競争入札を行いますので、高知県契約規則（昭和 39 年高知県規則第 12 号）第 7 条の規定により公告します。入札参加を希望する者は、下記により入札参加申請書を提出してください。

令和 6 年 5 月 10 日

高知県知事 濱田 省司

### 記

#### 1 入札に付する事項

- (1) 契 約 件 名 羽根県行造林 18～20 林班立木公売
- (2) 物件所在地 室戸市羽根町字久次谷山甲 3446-イ、ロ（地目：山林）
- (3) 物件の内容 109.92 ha スギ・ヒノキ等（56 年生から 65 年生）
- (4) 伐採搬出期限 契約の日から 7 年間（天災その他やむを得ない理由によるものと県が認めた場合はこの限りでない。）
- (5) そ の 他 物件の詳細は、「立木公売調書」に記載のとおり。

#### 2 入札参加資格

申請書を提出できる者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 指定の期日までに、立木を伐採し搬出できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成 23 年高知県訓令第 1 号）第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

#### 3 入札参加の方法等

この入札に参加しようとする者は、提出期限までに申請書及び誓約書を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格が有ると認められた者に限り、この入札に参加することができる。

##### (1) 申請書等の様式

- ア 交付期間 公告の日から令和 6 年 6 月 10 日（月）まで
- イ 交付方法 直接受取、送付、又は高知県林業振興・環境部森づくり推進課ホームページ（新着情報）からダウンロード  
(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030000/030201/>)

(2) 申請書等の提出

- ア 提出部数 1部  
イ 提出期限 令和6年6月10日(月)午後5時15分まで  
ウ 提出場所 〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県庁西庁舎4階  
高知県林業振興・環境部森づくり推進課公営林担当  
エ 提出方法 直接持参、又は郵送(必ず書留)すること。  
(郵送の場合は、提出期限までに必着すること)  
オ 費用 提出者の負担

4 入札に関する事項

- (1) 入札日時 令和6年6月17日(月)午後1時30分から  
\*入札開始時間の10分前までに受付終了願います
- (2) 入札場所 高知県庁西庁舎 地下会議室(高知市丸ノ内1丁目7番52号)
- (3) 入札方法 一般競争入札(郵便による入札は認めない。)
- (4) 入札保証金 入札に参加しようとする者は、見積もる金額(消費税相当額を含む額)の100分の5以上(円未満切上げ)の金額を納めなければならない。  
\*入札参加申請書提出後、手書き納付書を送付するので入札保証金は入札当日までに納付すること。  
\*不落となった場合、納入した入札保証金は後日指定口座へ還付するので、入札保証金提出書(添付書類:納付書領収書の写し)を入札当日持参・提出すること。この入札保証金には、利息を付さない。  
\*国又は地方公共団体との間において過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回(2回以上)にわたって締結し、これらを誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるときは入札保証金を免除できる場合がありますので、必要に応じて業務実績証明書を3の(2)の期日までに提出すること。
- (5) 落札者決定 県が定めた予定価格以上の最高価格の入札者を落札者とする。ただし、同価格の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きによって決定する。
- (6) 再度入札 開札の結果落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。再度入札は2回(初度入札を含め3回)まで行う。
- (7) 無効入札 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第21条に該当するものは無効とする。
- (8) 契約保証金 落札者は、契約の締結までに契約保証金(契約保証金に代わる担保を含む。)として契約金額の100分の10以上の金額を納めなければならない。ただし、契約締結と同時に売買代金の全額を支払う場合は、契約保証金は全額免除する。この契約保証金には、利息を付さない。
- (9) 契約書の要否 作成を要する。
- (10) 契約の締結 落札の日から起算して10日以内

5 契約条項を示す場所

3の(2)のウの場所に同じ。

6 現地案内

現地案内は行わない。現地の立木には白いテープでマーキングし、県行造林の境界が確認できるため、見積りのために調査等入山が必要な場合は、以下問い合わせ先までご連絡ください。

7 問い合わせ先

高知県林業振興・環境部 森づくり推進課 公営林担当

TEL : 088-821-4814 FAX : 088-821-4576